

公益財団法人空知しんきん産業文化振興基金

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人空知しんきん産業文化振興基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道岩見沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、南空知地域（以下「地域」という。）における、中小企業の経営力や技術水準の向上と地域文化の振興を促進し、もって地域産業の振興や文化の向上を図り、地域の繁栄に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業の経営力や技術水準の強化を図るための研修会や講演会等の開催並びに教育資金の助成による人材育成事業
- (2) 新技術や新製品の開発等を奨励する事業
- (3) 地域の文化活動を奨励する事業
- (4) 地域の振興や活性化活動を奨励する事業
- (5) その他公益目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種類別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 この法人の基本財産は、理事会において、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 6 条 この法人の基本財産は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 7 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 8 条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、毎事業年度の開始の前日までに、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 9 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、第 2 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 10 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人には、評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 この法人の評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たすものとする。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものとする。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受けている金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人法通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条15号の規定の適用を受けるものをいう)又は認可法人(特別の法律により設立され、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう)

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第14条 評議員には、総額100,000円を限度にして、その職務執行の対価を支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要した費用を支払いすることが出来る。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、評議員会の決議により、別に定める「役員等及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は次の事項を決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で決議するものは法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、その他必要がある場合には、いつでも開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(召集の通知)

- 第 18 条** 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意がある時は、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することが出来る。

(議 長)

- 第 19 条** 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

- 第 20 条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。
- 理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第 21 条** 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

- 第 22 条** この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 3 名以上 6 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を理事長、1 名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 23 条 理事及び監事は評議員会の決議によってそれぞれ選任する。

2 理事長及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務・権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、常務理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任 期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

3 補充により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、辞任又は任期満了後において、新たに選任された者が就任するまでは、尚その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 27 条 理事又は監事が次の一つに該当する時は、評議員会の決議によって解任することが出来る。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の障害のため、職務の執行に支障があり、又は、これに堪えられないと認められるとき。

(報酬等)

第 28 条 理事又は監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 理事又は監事には、その職務を行うために要した費用を支払いすることができる。

3 前 2 項に関し、必要な事項は、評議員会の決議により、別に定める「役員等及び評

議員の報酬並びに費用に関する規程」による。

第2節 理事会

(構成)

第29条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 審査委員の選任及び解任

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規程にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、この議事録に記名押印する。

第6章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解 散)

第 36 条 この法人は、基本財産の消失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 37 条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合において、公益財団法人の認定等に関する法律第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 カ月以内に、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体又は同法第 5 条 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 38 条 この法人が解散等により精算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章 審査委員会

(審査委員会の設置)

第 39 条 この法人の公益事業を推進するための専門委員会として、理事会はその決議により、審査委員会を設置することができる。

- 2 この委員会の委員は、学識経験者や知識人のうちから、理事会が選任する。
- 3 この委員会の任務、構成及び運営及び委員の選任に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める「審査委員会運営規則」による。

第 8 章 公告の方法

(公 告)

第 40 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	鈴木道明	高橋久雄	倉増昭一
	堀 利幸	石田豊明	阿部啓吉
監事	小畑昭次	谷 勲	

- 4 この法人の最初の代表理事は岩見沢市 5 条東 18 丁目 32-5 の鈴木道明とする。
- 5 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

五十嵐閣	松原正和	熊谷 進
山崎 昇	加藤利器	熊尾憲昭

平成 22 年 12 月 1 日 施行

平成 30 年 2 月 2 日 一部改定

以 上